

宇陀市公立学校の教育職員に関する 業務量管理及び健康確保措置実施計画

令和8年3月

宇陀市教育委員会

目次

- 1 計画策定の趣旨
- 2 宇陀市における現状と課題
- 3 目標
- 4 計画の期間
- 5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
- 6 関連する取組、今後のフォローアップについて

1 計画策定の趣旨

本市では、「宇陀市教育大綱」において、『宇陀の地で育ち、学び、生活することを誇りに思い、自ら未来を切り拓く心豊かでたくましい人の育成』を基本理念に掲げている。この理念を具現化し、次代を担う子どもたちの可能性を最大限に開花させるためには、教育の直接の担い手である教職員自身が、心身ともに健康であり、誇りと情熱を持って子どもたちと向き合える環境の構築が不可欠である。教職員の豊かな人間性と心のゆとりこそが、子どもたちの豊かな心を育む礎となるからである。

したがって、本計画の策定は、単に法令に基づく業務量の管理や労働時間の縮減のみを目的とするものではなく、業務の適正化・効率化によって生み出された時間を、子どもたち一人一人の心の機微に触れる対話の時間や、より質の高い授業を創造するための教材研究、そして教職員自身の資質向上・リフレッシュに充てることを本旨とする。

これらはすべて、宇陀市の子どもたちへのより良い教育として還元されるべきものである。

教職員が健康を保持し、教育職としての喜びを感じ続けられる「持続可能な学校教育体制」を確立することは、宇陀市の未来に対する責務である。

よって本市は、本計画に基づき、学校・家庭・地域社会との強固な連携のもと、教育の質的向上に資する働き方改革を断行し、宇陀市が目指す理想の教育実現に向けて邁進するものとする。

2 宇陀市における現状と課題

令和7年度に実施された「奈良県学校における働き方改革に関するアンケート(宇陀市分)」の結果及び実態調査に基づき、以下の現状と課題が明らかとなった。

(1) 時間外在校等時間の状況

- 現状：月あたりの時間外在校等時間が「45 時間以下」の教員が一定数存在する一方、依然として過労死ラインや上限時間を超える教員が存在する実態がある。特に、中学校においては、部活動指導や生徒指導等の業務が放課後や休日に集中している傾向が見られる。

【令和6年度の時間外在校時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月28.3時間	18.9%	1.2%
中学校	月35.7時間	30.3%	2.5%

- 課題：上限規則(月 45 時間、年 360 時間)の遵守に向けた意識改革と、特定の教職員への業務集中(偏在)の解消が急務である。

(2) 業務内容の負担感

- 現状: 時間外勤務の要因として、「授業準備」「学習指導」「成績処理」に加え、「学校行事」「職員会議」「校務分掌事務」が多く挙げられている。また、持ち帰り仕事の頻度についても課題が残る。
- 課題: 教材研究や児童生徒と向き合う時間を確保するため、会議の精選や校務分掌のスリム化、行事の見直しが必要である。

(3) 教職員の意識

- 現状: 「教職員として奈良県で働きたい」と肯定的に回答する割合は約77.6%と高い水準にある。一方で、「ワークライフバランスの確立」については、「あまりそう思わない」等の回答も見られ、改善の余地がある。

3 数値目標

教育職員の在校等時間について、以下の目標を達成することを目指す。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア. 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- イ. 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とする

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標値

- ア. 年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする
- イ. ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる
- ウ. 県アンケートにおける「ワークライフバランスが確立できているか」の質問項目への肯定的な割合を50%以上にする(R7 結果 47.2%)
- エ. 県アンケートにおける「教職員として、奈良県で働きたいと思っていますか」の質問項目への肯定的な割合80%以上にする(R7 結果 77.6%)

4 計画の期間

令和8年度～令和11年度

5 具体的取組内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア. 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
 - 保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
 - 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - 原則として勤務時間外の電話対応は自動音声対応とし、教職員が緊急時以外の対応を行わない体制を継続・強化する。
 - 放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
 - ③ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - 地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行う。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。
 - ④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - 保護者対応マニュアルの整備と活用の徹底を図るとともに、学校が弁護士等の専門家を活用する環境を整備し、教育委員会等の行政機関の責任において当該事案に対応できる体制を構築する。
- イ. 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ① 調査・統計等への回答
 - Google Workspace 等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - ② 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
 - 当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて IT 支援員を活用する。
 - ③ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - 職員による学校プールの管理については、近隣校の共同使用や民間施設の使用を検討する。
 - 体育館の地域開放施設の管理については、事務手続き等の電子化について検討する
 - ④ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
 - 休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、地域ボランティアや支援員等を活用し負担軽減を促進する。

⑤ 部活動

- 令和 8 年度以降の休日については、全ての部活動において、教員による指導を廃止し、地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間の適正化を図り、原則、勤務時間内での活動とする。

ウ. 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 給食の時間における対応

- 給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。

② 授業準備

- 授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

③ 学習評価や成績処理

- 校務支援システムや自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

④ 学校行事の準備・運営

- 修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教師と事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフとの協働を促進する。

⑤ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- 児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材等による効果的な支援が期待させる業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センターの機能強化や学びの多様化学校の設置を推進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ア. 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って(小 4 以上は年間で 1086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ. 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ. デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、60%にする。

(R7 結果 47.3%)

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ア. 1 箇月時間外在校時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面談指導を実施する。
- イ. 終業から始業までに 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ウ. 全ての学校において、ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- エ. 心身の健康問題について相談窓口を設置し、必要に応じて産業医等による助言・指導の保健指導をうけるよう促す。
- オ. 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- カ. 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう促進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

6 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等間の状況を把握し、毎年度、宇陀市の HP で公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、学校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等を踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力が得られるよう取り組む。